



○ 鎌倉市の総合計画の基本理念

昭和33年8月10日 全国に先駆けて平和都市宣言



昭和48年11月3日 鎌倉市民憲章制定





○ 平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。



○ 市民憲章

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。



○ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章制定前後の鎌倉市の主な出来事（昭和14年～平成7年）

昭和14年 (1939年)	昭和23年 (1948年)	昭和33年 (1958年)	昭和39年 (1964年)	昭和41年 (1966年)	昭和44年 (1969年)	昭和48年 (1973年)	昭和50年 (1975年)	昭和54年 (1979年)	昭和57年 (1982年)	昭和58年 (1983年)	昭和60年 (1985年)	平成5年 (1993年)	平成7年 (1995年)
鎌倉郡鎌倉町・腰越町を合併市制発足	深沢村・大船町（玉縄村を含む）を合併、現在の鎌倉市域となる	平和都市宣言	御谷騒動が起こる 鎌倉風致保存会創設	古都保存法制定 フランス・ニース市と姉妹都市提携	現市役所本庁舎完成 鎌倉中央図書館開館	鎌倉市民憲章制定	市の木にヤマザクラ、市の花にリンドウが決定	鎌倉彫が国の伝統工芸品として県第一号指定 山口県萩市・長野県上田市と姉妹都市提携	鎌倉生涯学習センター開館 栃木県足利市と姉妹都市提携	鎌倉海水浴場開設一〇〇周年	鎌倉文学館開館	鎌倉武道館・鎌倉芸術館開館	鎌倉市都市景観条例制定 鎌倉市まちづくり条例制定



○ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章制定前後の鎌倉市の主な出来事（平成10年～令和4年）

平成10年 (1998年)	平成13年 (2001年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	
<p>全国発の公設民営のNPOセンター開設 中国・敦煌市と友好都市提携 御成小学校校舎建替 都市マスタープラン策定</p>	<p>鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例の制定</p>	<p>三大緑地（常盤山・広町・台峯）の保全の方向性がまとまる</p>	<p>景観行政団体に移行</p>	<p>川喜多映画記念館開館</p>	<p>鎌倉市風致地区条例制定 韓国・安東市とパートナーシティ提携</p>	<p>岩手県大船渡市とパートナーシティ提携</p>	<p>宮城県宮城郡七里ヶ浜町とパートナーシティ提携 アメリカ・ナッシュビル市とパートナーシティ提携</p>	<p>鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定</p>	<p>鎌倉リビングラボ開始</p>	<p>日本遺産認定 鎌倉歴史文化交流館開館</p>	<p>SDGs未来都市に選定 東京2020大会に向けた、フランスのホストタウンに登録</p>	<p>鎌倉市共生社会の実現を目指す条例制定 開設</p>	<p>鎌倉市屋外広告物条例制定</p>	<p>山崎・台峯緑地が都市公園として開園</p>
										<p>由比ガ浜海水浴場（平成28年ブルーフラッグ取得）に県内初となるバリアフリービーチを開設</p>				



○ 計画の前提として鎌倉が大事にしている2つのこと

平和都市宣言

昭和33年8月10日宣言

昭和33年8月に全国に先駆けて、鎌倉市は平和都市宣言を行いました。この宣言は、市民有志の皆さんの請願を、市議会が全会一致で採択し、市が宣言したものです。本市の平和事業は、すべてこの平和都市宣言と鎌倉市民憲章の精神に基づいています。

平和都市宣言全文

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。



市庁舎前にある平和都市宣言石碑

鎌倉市の平和事業については、こちらをご覧ください。



「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」は、先人たちが作りあげた現在（いま）につながる鎌倉市の大事な精神です

次の時代を担う我々はこの精神を引き継ぎながらみんなで「これからの鎌倉」をつくっていきましょう

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

1

わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。

1

わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。

1

わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り責任をもってこれを後世に伝えます。

1

わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。

1

わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。



市庁舎前にある鎌倉市民憲章石碑

鎌倉市民憲章は令和5年11月3日で制定50周年を迎えました。鎌倉市民憲章については、こちらをご覧ください。

